

令和３年度 第５回習志野市一般廃棄物処理基本計画策定部会 会議録

- 1 開催日時 : 令和３年１２月１６日（木）１０時００分～１２時１５分
- 2 開催場所 : 習志野市役所庁舎分室（サンロード津田沼） ６Ｆ 大会議室
- 3 出席者

【部会長】東邦大学理学部生命圏環境科学科 講師 今野 大輝

【委員】市議会議員 央 重則

千葉工業大学先進工学部生命科学科 教授 五明 美智男

習志野商工会議所 女性会 会長 田村 裕子

公募委員 三浦 由久

【市職員】都市環境部参事 クリーンセンター所長 上野 久

都市環境部クリーン推進課 課長 須藤 恒男

都市環境部（クリーン推進課） 主幹 仲野 元

クリーン推進課 副主査 小田 和房

業務課 課長 仁王 俊明

業務課 係長 岡里 実

【事務局】環境政策課 課長 伊東 尚志

係長 篠宮 ちさ

主任主事 永田 純

主事補 重黒木 優実

傍聴人 : ４人

4 議題

・会議録の作成等

・会議録署名委員の指名

・報告

（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

・審議

（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について

・その他

5 会議資料

※別添資料

資料 1 習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）へいただいた意見と市の考え方

資料 2 一般廃棄物処理基本計画（最終案）（1/2）

資料 3 一般廃棄物処理基本計画（最終案）（2/2）

6 議題内容

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 報告

（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

第 4 審議

（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について

第 5 その他

第 6 閉会

<会議概要>

- 第 3 報告（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

（今野部会長）

習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について、事務局から説明を求めます。

（上野クリーンセンター所長）

- ・今回、3 名から 3 2 件のご意見をいただき、それに関しての考え方は、お配りした資料のとおりです。
- ・現在、習志野市一般廃棄物処理基本計画策定部会が審議している内容について、何点が説明させていただきます。
- ・今回のパブリックコメントでは、ごみ処理に対する受益者負担に対するご意見と清掃工場の更新について、いくつかご意見がありました。

【資料 1：通し番号 8 ごみ処理に対する受益者負担に対する市の考え方について説明】

- ・適正なごみ処理の継続には適正な分別が求められ、安定的な処理にはごみの減量化が不

可欠です。不適切な分別による排出がなくならないなか、適正な分別による排出をしている市民との公平感を、今後、担保していかなければなりません。

- ・ごみの減量化については、今後も啓発活動を継続するとともに、身近な生活のなかで協力を得られるようにしていきます。
- ・具体的には、１人１日あたりのごみの排出量を令和１３（２０３１）年度に８０８グラムにまで減少させようとしており、これは、これまでと同様に啓発を含め、受益者負担制度の導入による効果などを狙ってのものになります。

【資料１：通し番号１６ 受益者負担制度導入に係る本計画での位置づけ】

- ・本計画は今後、１０年間のごみ処理・生活排水の基本計画であるため、必要な各施策の概要のみ記述しております。

ただし、受益者負担制度に関しては、その導入の必要性を強調し、計画年度中に導入することを定めようとしています。詳細な制度設計は、計画策定後に環境審議会などで検討を進めます。

【資料１：通し番号１７ 受益者負担制度の制度設計と住民周知の考え方】

- ・本計画に記載の「施策の実施スケジュール（案）」に沿って、導入に向けた取組を進めていきます。

そのなかで、制度設計や周知方法に係る事項については、計画策定後に検討します。検討にあたっては、「習志野市環境審議会」や、別途、検討するための委員会などでの議論が必要であると承知しています。

【資料１：通し番号２０ 本計画の進行管理の考え方】

- ・ごみ処理においては、プラスチックごみやカーボンニュートラルなど、ごみを取り巻く状況は刻々と変化しています。また、生活排水においても尿のくみ取り世帯の減少に係る対応など、その状況は刻々と変化しています。そのため、定型的なPDCAサイクルに当てはめるのではなく、取り巻く状況に応じて、臨機応変に検証し、適切なタイミングで施策を展開していこうと考えています。

【資料１：２５ 清掃工場の検討体制の考え方】

- ・本計画に記載の「施設整備のスケジュール（案）」にそって取組を進めます。
- ・取組の過程のなかで、高度な専門的知識が求められることから、学識経験者やコンサルタントなど有識者の助言を仰ぎながら、検討を進めることを考えています。

【質疑応答】

(三浦委員)

- ・ 20番の「PDCAと進行管理」の件、進行管理は評価が極めて甘くなる傾向があり、実施する場合はデータと実績を以って厳しく評価していただきたいです。
- ・ 32番について、「受益者負担制度の導入」は、適正排出、排出量を抑制した排出者の負担は直接的、間接的に少なくなると説明がありますが、言い過ぎではないかと思えます。
- ・ 受益者負担には賛成ですが、追加で費用を出すことに間違いはないので表現を変えたほうが良いのではないのでしょうか。
- ・ ごみの減容化となっているが減量化ではないですか。また、無害化は言い過ぎではないのでしょうか。

(上野クリーンセンター所長)

- ・ PDCAの評価を厳しくというのは進行管理を含めてその通りであると思います。
- ・ 受益者負担に関しては市民に負担を強いる部分があり、三浦委員の言われたとおりだと思いますが、適正排出の記載が言い過ぎではないかという点については、行政としてやるべきことはきちんとやっていかなければならないという意味で明記をしたとご理解ください。

(三浦委員)

- ・ (受益者負担として負担が) 少なくなるは言い過ぎではないですか。追加負担はありません。

(上野クリーンセンター所長)

- ・ もともと、ごみ処理は税負担で平等に負担している上に、さらに受益者負担という二重構造になりますので、表現としてかなり厳しいというのは理解しています。
- ・ 減容化については、誤解の無いように訂正が必要であると理解しました。

(央委員)

- ・ パブリックコメントに対する全体的な市の回答のトーンと、終始、事務局が弁明していることが気になります。
- ・ 有料化するとごみが減ると言い切っている事務局側（の考え）が分かりません。
- ・ 啓発活動を一生懸命やってきたと言っていますが、どれだけ市民に浸透してきたのか検証がなされていません。
- ・ 不適正排出がどんなものなのか不明瞭です。適正不適正の話と受益者負担の必要性の理由がかみ合っていないです。

(上野クリーンセンター所長)

- ・(受益者負担については、) 千葉市、八千代市を含めた近隣市で効果があるのは確認しており、効果があるという前提で取り組んでいくべきだと考えています。
- ・どのようなものが不適正なのか、単純なものは袋に入れて出されないことがあり、多く見かけます。袋に入れて出すよう周知しても出されていないとなります。
- そうなると、例えば、制度設計としてごみ袋の有料化によって一つ適正化が図れると思います。有料化されている自治体から、(されていない本市に) ごみを捨てることも抑制されると思います。

(央委員)

- ・ダイレクトにこのような言葉で公開した場合、市民は不適正の意味がわかりません。透明袋で出されないごみなど、具体例を記載すべきです。
- ・指定ごみ袋の制度は受益者全員にかかります。つまり、適正排出者にもかかるわけですから、適正不適正の表現は丁寧にわかりやすくしてほしいです。注釈などがあってもよいと思います。
- ・私は、有料化自体は時代の流れだと思って賛成ですが、事務局が考えている有料化では賛成できません。
- ・以前も言ったように、有料化のお金は基金として積み立て、環境清掃業務に使って欲しいです。突発的なことが起こって、お金が無いというようなことはなくしてほしいです。

(上野クリーンセンター所長)

- ・(市民が分かりにくい箇所に対しては、) 注釈を入れる形で整理します。

(央委員)

- ・パブリックコメントへの回答をもっと丁寧にすべきです。大上段で言っているように聞こえます。
- ・(受益者負担に関して) 平成26年の「習志野市環境審議会」の指摘を引き合いに出していますが、当時、市に有料化したい意思がなかったのが問題でした。
- ・9番について、取り組み状況を○と表現している。啓蒙活動の検証もできていないのにこのような評価なのは、市民への負担を強いるのにいかがでしょうか。
- ・「習志野市をきれいにする会」で意見を聴きとりとしたとありますが、連合町会の代表だけで決めた話です。町会に下ろして意見聴取した形跡はありません。有料化の理由としては根拠が薄いです。
- ・PDCAの件、1年サイクルや5年サイクルで検証するとありますが、どういう検証なのか書かれていません。臨機応変など漠然としています。

- ・インセンティブと言われ、普通の人はわかるものなのでしょうか。
ごみ袋を有料化した場合、市民はごみを減らす、出す回数を減らすことを考えると思います。市民に利益が残るような書き方はいかなものかと思います。
- ・審議会で、当初、わかりやすいものを作りたいと言っていたのだから、パブリックコメントに対してもわかりやすく記載するべきです。

（上野クリーンセンター所長）

- ・本計画の策定にあたっては前計画の反省を踏まえ、わかりやすく、できることにターゲットを絞ってやっていくというコンセプトを持っています。
例えば、清掃工場に関しては3つ、分別、し尿の受益者負担、ごみ処理の受益者負担というように明確に出しており、前計画での反省を踏まえ、受益者負担の導入に向けては、かなり明確に出せていると思っています。
ある意味、現在はそのスタートラインに立っている部会だと思っていただければ、現状としてはこのような表現になろうかと思います。
- ・PDCAについて、ごみについては1年ごとに決められた形で、ごみの量、質、焼却後の灰の量など一連の流れを検証しています。本計画にもそのデータも入っています。ごみの状況は1年ごとには乱高下するので、その度に方針を変えてはいけません。
5年サイクルという表現があるのは、5年経ったときに大きく見直そうと考えているためです。
- ・PDCAを全くやっていないわけではなく、清掃工場は環境基準を満たすため、普段の業務の中で（検証を）やらなければならない施設であります。それに厳しく評価することを加えていきます。

（央委員）

- ・今、説明されたような丁寧さがパブリックコメントの回答にはないため、そこを修正するべきです。

（今野部会長）

- ・一部、わかりにくい表現や、前提の知識、そういったものが追いつかない表現があるのは事実だと思います。
- ・市民にとってわかりやすい寄り添った形の注釈や文言修正を行いながら、パブリックコメントへの回答を修正するよう検討していただければと思います。

（上野クリーンセンター所長）

- ・わかりづらいところには注釈をつけるなど、回答を公表するにあたって見直し、修正していきます。

(五明委員)

- ・市民が読まれるので注釈は是非やっていただきたいです。
- ・ごみ処理の受益者負担において、費用の充当は原則だと思います。受益者負担の目的は、公平化、適正化、減量化であり、それに将来的なインセンティブの与え方があります。受益者負担については一番肝心なところなので、しっかりと言葉を整理して、市民に分かりやすくしてほしいです。

(上野クリーンセンター所長)

- ・ご意見をいただいた部分を整理して加筆修正します。

(五明委員)

- ・PDCAについて、事務局の説明を聞くとしっかりやっているようです。回答を見ると、PDCAの考え方を棄却しているようですが、ちゃんと業務の中で補っていることを記載した方が市民に伝わりやすいと思います。

(上野クリーンセンター所長)

- ・PDCAは、毎年実施しているのでしっかり記載したいと思います。

(三浦委員)

- ・ごみ袋が有料化された時の収入は、一般財源に回さずごみの処理に使っていただきたいです。本計画の中に入れ込めないのなら、別の形で明記していただきたいです。
- ・ごみ袋の値段については、近隣市を見ながら適正な値段にして欲しいです。

(今野部会長)

- ・答申案に、ごみ処理に対する受益者負担制度導入における歳入の用途について付記することの提案がありましたが皆様いかがでしょうか。

(央委員)

- ・当然、強調するべきだと思います。

(今野部会長)

- ・答申案に対しての具体的な文言になると思いますが、いかがですか。

(上野クリーンセンター所長)

- ・受益者負担で得た資金の用途については、本計画に記載することは、本計画の趣旨とはずれるので答申案に付記すべきだと思います。

(今野部会長)

- ・三浦委員の２点目のご意見については、いかがでしょうか。

(上野クリーンセンター所長)

- ・(ごみ袋などの) 制度設計はこれからの検討事項なので頭に残しておきます。

●第４ 審議（１）習志野市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について

(今野部会長)

- ・習志野市一般廃棄物処理基本計画（答申案）について、事務局から説明を求めます。

(上野所長)

- ・本計画は環境審議会から部会に付議された形で計６回審議をいただきました。
- ・本日、この答申案の決議をいただくことになるかと思います。
この決議は会長の同意を得た後に審議会の決議となる。答申案の決定は部会の決議と会長の同意が必要になり、その後、審議会に報告する形になります。

(今野部会長)

- ・暫時休憩します。

暫時休憩

(今野部会長)

- ・審議を再開します。

(上野クリーンセンター所長)

- ・答申（案）には、ごみ処理の受益者負担の歳入の用途について付記されています。
- ・今後、１０年の清掃行政のスタートの道標になる計画ですので、細かなところの記載はありませんが、例えば、受益者負担、清掃工場については明確に出ています。
- ・市民のなかには反対の方もいらっしゃると思いますが、市の方針は市民から寄せられる意見を含めて反映ができているものと思います。
- ・これに（計画（案）を）添付する中で、答申案としての審議をお願いするものです。

(今野部会長)

- ・暫時休憩します。

暫時休憩

(今野部会長)

- ・審議を再開します。

(上野クリーンセンター所長)

- ・ ここで決議はとらず、一度、部会でまとまった案を来年 1 月 13 日で審議会の委員にお目通しいただき、ご意見があれば伺いたいと思います。

その後に部会で改めて決議をとり、決議に至りましたら、条例に基づいて、最終的に審議会に報告する段取りが良いかと思います。

(今野部会長)

- ・ 今お話しいただいたスケジュールで採決を取りたいと思います。

(異議なし)

(今野部会長)

- ・ 5 名賛成ということで、このスケジュールで行こうと思います。

【審議結果】

- 部会で審議した案について、環境審議会の委員に報告し、ご意見を伺った後、再度、部会を開き、答申案の決議を行う。

●第 5 その他

- ・ 特になし